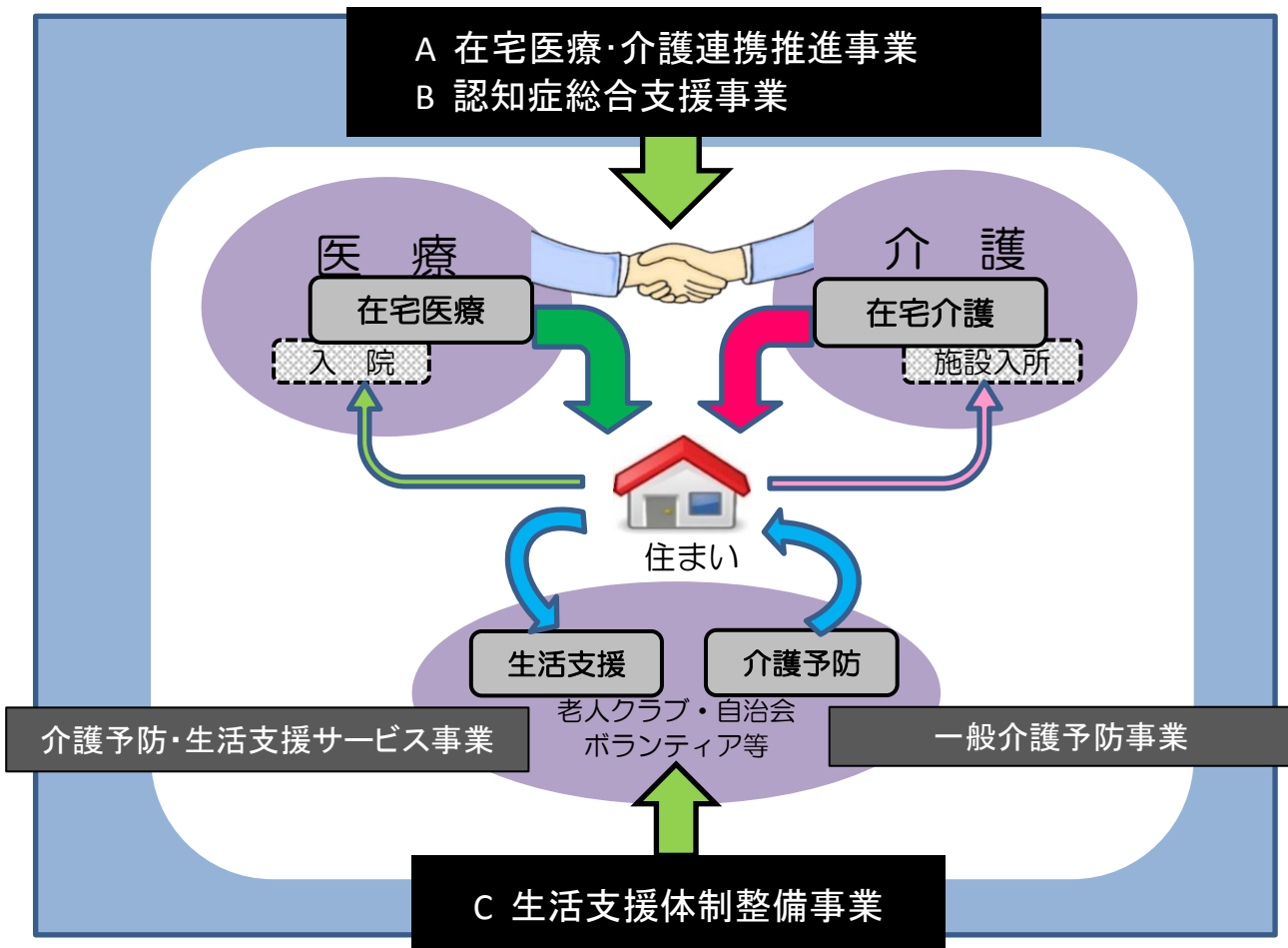
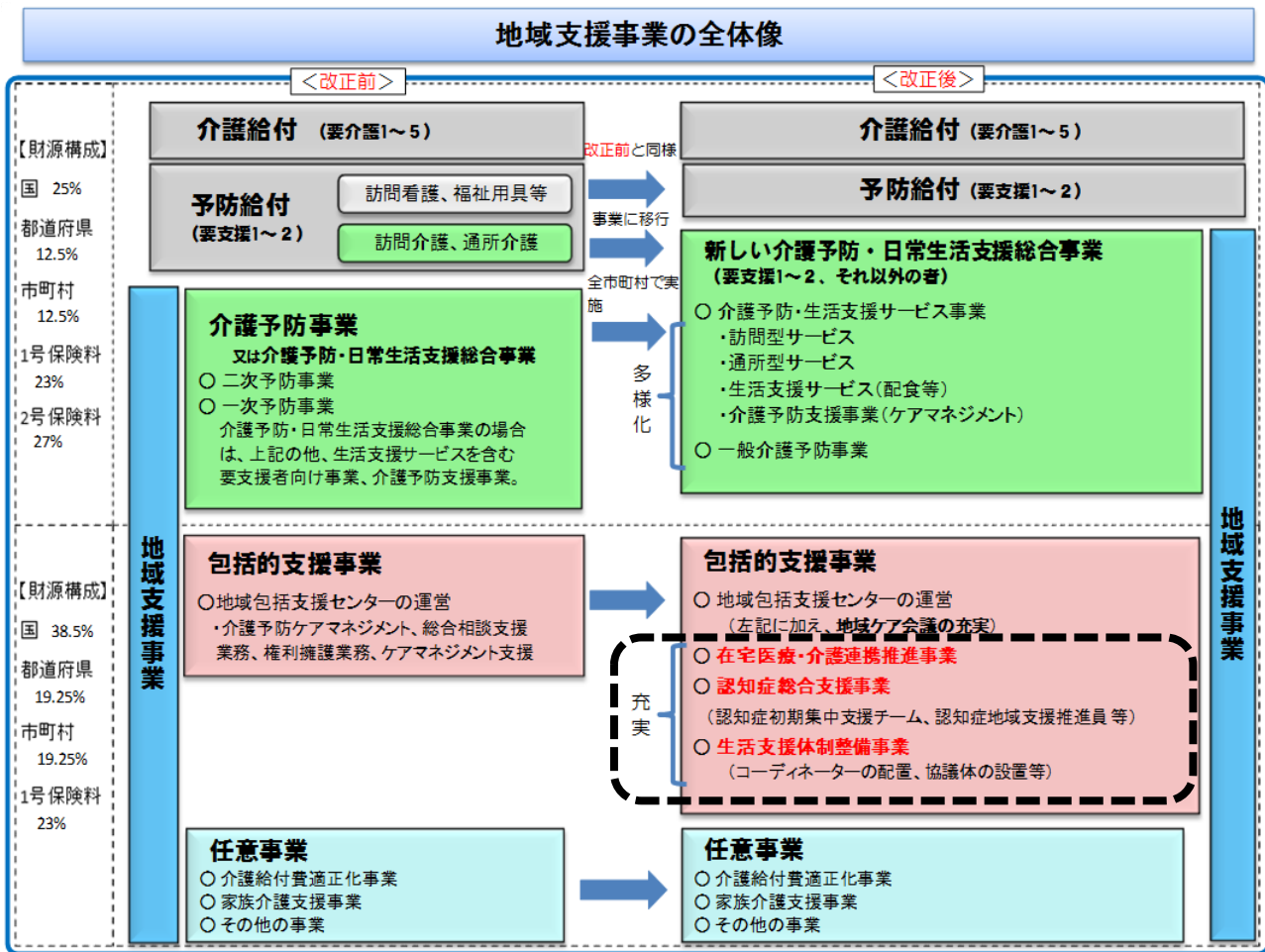


平成30年度から実施する包括的支援事業について



旭川市の在宅医療・介護連携推進事業の取組

医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう医療と介護関係者の連携を支援します。

1 在宅医療・介護に関する情報の活用を支援



市内にある医療・介護の関係団体が公表している情報に円滑に接続することができるよう市のホームページにリンク先を掲載しています。
地域の医療機関や介護事業所等を調べる際に御活用ください。
○<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/160/182/d062208.html>
○市ホームページのサイト内検索

在宅医療・介護に係る医療機関・事業所等

検索

2 旭川市在宅医療・介護連携相談窓口の開設（平成30年4月から）

高齢者支援に関わる医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、情報提供や助言を行います。

【相談の例】

- 訪問診療をしている医療機関を知りたい。
- 訪問対応可能な歯科医や薬剤師を教えてください。
- 訪問看護の利用について相談したい。等

場所：旭川市金星町1丁目1番65号
市立旭川病院

外来棟1階 地域医療連携課内

開設：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

午前8時30分から午後5時まで

TEL：72-4105

FAX：26-0008



3 “あさひかわ安心つながり手帳”により連携を支援（平成30年7月頃開始予定）

目的等：◎手帳の活用により、医療・介護関係者が連携相手を把握することを支援します。

◎ビニールカバーのポケットに被保険者証等を収納することにより、御本人の利便性の向上に加え、医療・介護関係者の被保険者証等の確認が円滑となります。

配付対象：介護保険サービス利用者

配付方法：ケアマネジャーの協力を得てモニタリングを行う際等に配付を予定。

あさひかわ安心つながり手帳の内容

- 手帳の目的
- 連絡先等
- かかりつけの医療機関・薬局
- 訪問看護、訪問リハビリ
- 介護保険のサービス等

※医療・介護関係者の方へ
関係する欄を確認し、記入されていない場合は、御本人・御家族に確認の上、御記入くださいますようお願いいたします。



ビニールカバーには、次のものが入るサイズのポケットが複数ついています。

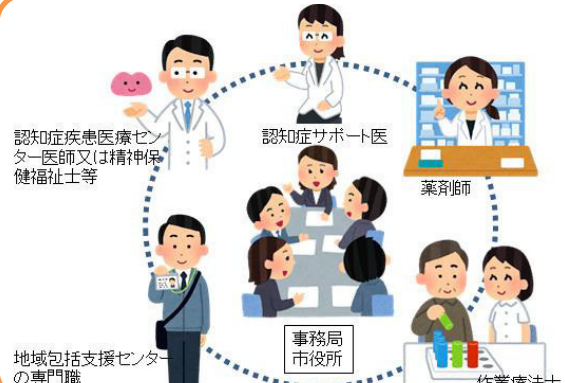
- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 健康保険被保険者証
- 診察券
- お薬手帳 等

平成30年度から実施

旭川市認知症初期集中支援チームが支援します

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症初期集中支援チームが認知症の方やその御家族を支援します。

1 認知症初期集中支援チームとは？



認知症サポート医、認知症疾患医療センターの医師等、薬剤師、作業療法士、地域包括支援センターの専門職で構成する支援チームを2チーム設置します。

地域包括支援センターの専門職が訪問し、御本人や御家族等の状況を確認した上で、チーム員による会議で支援方針などを検討します。

御本人や御家族に対し、医療機関への受診勧奨や介護サービスの利用など、おおむね6か月間の集中的な支援を行います。

2 対象となる方は？

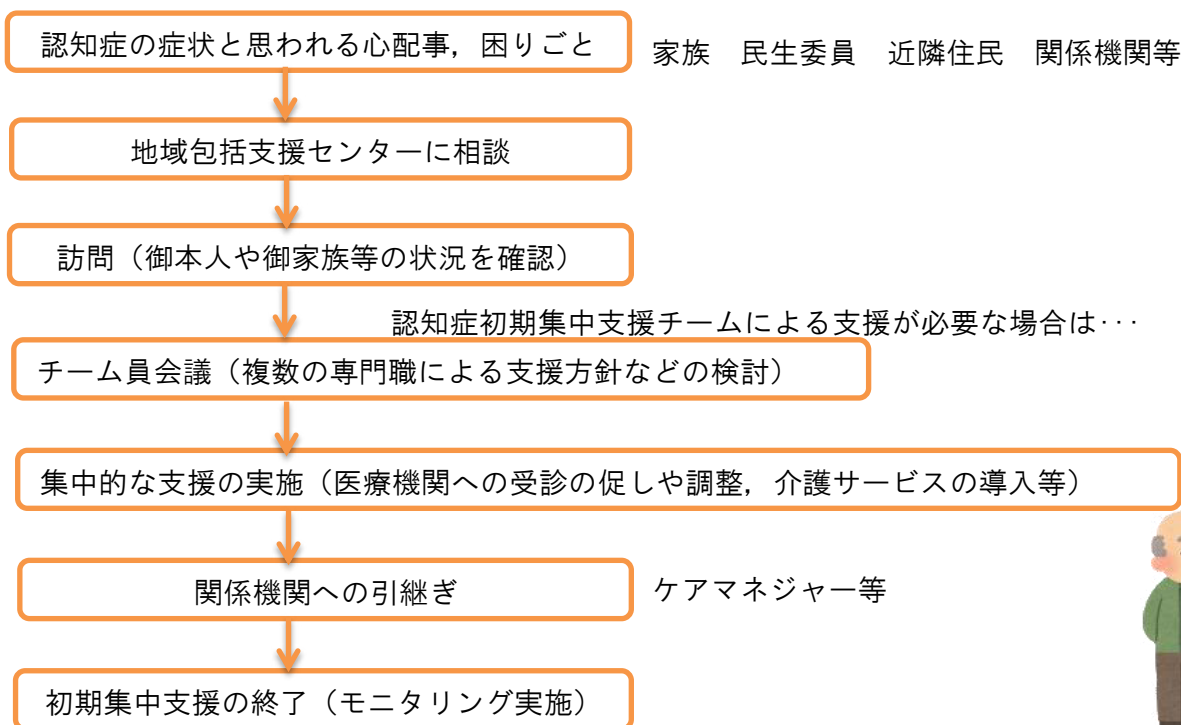
旭川市内で在宅生活をしている40歳以上の方で、認知症が疑われる、又は認知症の方で、次のいずれかの状態の方。

- 認知症の診断を受けていない、又は治療を中断している方
- 医療や介護保険のサービスにつながらない、又は中断している方
- 認知症の症状で困っている方等

まずは、認知症等の方がお住まいの地域を担当する地域包括支援センターに御相談ください。



3 相談・支援の流れ



平成30年度から実施

旭川市生活支援体制整備事業

高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活の困りごとに、住民組織やボランティア、社会福祉法人、NPO、民間企業等の地域の関係者が連携し、支援するため、生活支援体制整備事業を実施します。

その取組として、生活支援コーディネーターが、身近な地域での支え合いを推進し、高齢者の生活支援等の充実が図られるよう地域づくりを進めていきます。



1 生活支援コーディネーターとは？

日常生活上の生活支援体制の充実・強化を行うための調整役であり、高齢者の社会参加の推進や地域における生活支援の担い手を養成します。

旭川市では、4名の生活支援コーディネーターが、それぞれの地域を担当し、地域包括支援センターと連携しながら活動を行います。

2 生活支援コーディネーターの活動

地域の情報を把握

地域の中にある活動や取組、困りごとを支援する担い手（ボランティア等）の情報などを集めます。

困りごとに対する情報の提供

生活の困りごとに対して、地域の活動や担い手（ボランティア等）の情報を提供します。

地域の活動や担い手（ボランティア等）が不足する場合には、新たな支え合いの仕組みづくりに向けて検討していきます。

担い手の養成

ボランティア講座を開催するなど、地域の課題を支援する担い手を養成し、地域の方々の社会参加を支援します。



地域での支え合い活動を検討

住民組織やボランティア、社会福祉法人、NPO、民間企業等の地域の関係者が集まり、地域の課題を共有し、地域の支え合いの仕組みを検討するための会議（協議体）を各地域で開催します。



3 相談・支援の流れ



生活の困りごと

本人 家族

相談

地域包括支援センター

民生委員

町内会等

連携して支援します



生活支援コーディネーター

住民組織

NPO

社会福祉法人

民間企業

ボランティア

担当 旭川市福祉保険部介護高齢課地域支援担当

電話 25-5273

総合事業におけるサービスコード(平成30年4月利用分からコードが変わります。)

【第1号訪問事業】(みなし指定事業者)

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者のうち、第1号訪問事業に係る指定の更新をする事業者

平成30年3月31日までのサービスコード

A1



平成30年4月1日からのサービスコード

A2

【第1号通所事業】(みなし指定事業者)

平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者のうち、第1号通所事業に係る指定の更新をする事業者

平成30年3月31日までのサービスコード

A5



平成30年4月1日からのサービスコード

A6

※平成29年4月1日以降に、第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定を受けた事業者は、引き続きA2又はA6により請求

総合事業におけるサービス単価の改定について

【サービス単価の改定について】

- 総合事業におけるサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス(従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス)の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとされている。
- 今般、国から介護給付における訪問介護及び通所介護並びに予防給付における介護予防支援の介護報酬改定を踏まえ、平成30年度以降の総合事業の単価については、
 - ①基本の単価は改定しないこと。
 - ②加算を創設すること。などの考え方が示された。
- 基本の単価については変更はない。
 - 本市の総合事業のサービスコード表における
 - ・第1号訪問事業 A2及びA3におけるイ～ハ
 - ・第1号通所事業 A6及びA7におけるイ
- 加算等については、今後、国が定める単価を上限として単価を設定することになるが、国が示す単価の改定は平成30年10月1日の施行が予定されている。本市においても国の施行に合わせ、平成30年10月1日に改定を行うことを予定している。
- 改定内容及び改定時期については、決定次第、周知する。

永山地域包括支援センターの設置運営法人の変更について

【永山地域包括支援センターの設置運営法人の変更】

平成30年4月1日から、「社会福祉法人 東旭川宏生会」から「医療法人 仁友会」に変更。
設置場所, 電話番号, FAX番号の変更はない。
指定居宅介護予防支援事業所の事業所番号は変更となる。

【変更に伴う留意点】

- 永山地域包括支援センターとの契約
 - ・ 永山地域包括支援センターから要支援者及び事業対象者の介護予防サービス計画等の作成を受託している指定居宅介護支援事業所における契約書等の締結
- 利用者との契約
 - ・ 要支援者及び事業対象者のうち, 永山地域包括支援センターが介護予防支援又は第1号介護予防支援を担当している利用者(委託を含む。)との契約書等の締結
- 新たな事業所番号での居宅サービス計画等作成(変更)届出書の提出
(平成30年4月27日まで)

居宅介護支援事業所 各位

介護予防支援業務等の給付管理に係る書類の提出期限等について

日頃から、本市介護保険事業の推進に対して、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地域包括支援センターから委託を受けた介護予防支援業務及び第1号介護予防支援事業の給付管理に係る書類の提出期限（平成30年度分）を次のとおりとさせていただきます。

なお、地域包括支援センターの給付管理業務をスムーズに行うため、可能な限り早期に提出してくださいよう御協力をお願いいたします。

1 各月の提出期限

平成30年									
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日	5日(木)	2日(水)	5日(火)	5日(木)	3日(金)	5日(水)	4日(木)	5日(月)	5日(水)

平成31年			
月	1月	2月	3月
日	7日(月)	5日(火)	5日(火)

2 提出時間

午前8時45分～午後5時15分

3 提出場所

旭川市総合庁舎2階福祉保険部介護高齢課

窓口横に設置した地域包括支援センターごとの書類入れに書類を入れてください。

4 提出書類

(1) 給付管理票

(2) サービス提供実績が分かる書類

ア 月当たりの定額報酬以外のサービス（介護予防訪問入浴介護，介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護，介護予防認知症対応型通所介護など）

イ 介護予防福祉用具貸与を利用している場合

(3) 委託料の請求書，請求明細書

(問合せ先)

介護高齢課地域支援担当

電話 25-5273